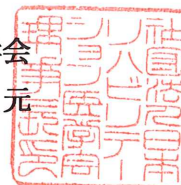


リハ医学会第 202号
平成22年12月24日

社団法人
日本リハビリテーション医学会
会 員 各 位

社団法人
日本リハビリテーション医学会
理事長 里 宇 明 元



「公益社団法人」への移行申請について
—お知らせとお願い—

本医学会では、平成18年6月に公布された「公益法人制度改革関連3法」(注1)に基づき、「公益社団法人」への移行申請の準備を進めております。新法人への移行期限(平成25年11月)を考慮しますと、平成23年6月に開催予定の総会において移行認定のための「定款の変更」を行う必要があります。そのため、平成22年11月21日に臨時評議員会を開催し、定款の変更案に関する審議を行ったところです。つきましては、会員の皆様方においてもこの点に関するご理解とご協力をお願い申し上げます。

1) 「公益社団法人」への移行を目指す理由

本医学会の活動は基本的に公益性があると認められる可能性が高いことから(注2)、「公益社団法人」への移行申請を行うことが理事会でも同意され、これまで情報収集や意見交換などを行ってきました。「公益社団法人」になれば、学会の社会的信用が高まり、事業を行うために税法上の優遇制度を利用することも可能になります。

2) 代議員制度の導入

「公益社団法人」に移行した場合の組織体制として、代議員制度が導入されます。評議員から社員(代議員)への変更にあたり、「社員(代議員)の5要件」(注3)を定款に盛り込む必要があります。これまでの評議員との大きな違いは、最高議決機関が従来の会員による総会(会員総会)から社員総会(代議員総会)に変更になる点です。すなわち、代議員が社員総会(代議員総会)で議案を議論し決議していくことになります。社員総会(代議員総会)の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う必要があります。また、定款の変更などの重要議題に関しては、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行うことになるため、代議員の社員総会(代議員総会)への出席が求められます。すなわち、会員による選挙で選ばれる代議員の権利や義務が重くなるということです。

ただし、社員総会が議決機関になりますが、本医学会としてはこれまで通り広く会員の皆様方から意見を求め、組織運営に反映させるようにいたします。

3) 定款の変更が必要となる主な点

定款の変更案の作成にあたっては「公益法人化ワーキンググループ」を設け、公益法人制度改革関連3法に適合するよう、可能な限り内閣府から出されているモデル定款に沿って変更を行いました。ちなみに、本医学会独自の問題に関する事項でモデル定款に掲載されていないものについては、本医学会の公認会計士・税理士で「法人制度」に詳しい袖山裕行氏と内閣府公益認定等検討委員会の指導を仰ぎつつ進めているところです。現行の定款と公益法人化するための定款の変更案の「定款新旧対照表」を同封させていただきました（資料1）。主な変更点は以下の通りです。

I モデル定款に沿った変更点

- (1) 「常任理事」→「副理事長」へ（理由：常勤していると誤解されやすいため、モデル定款に沿った名称に変更）
- (2) 評議員→社員（代議員）へ（理由：「社員（代議員）の5要件」（注3）に基づく）最高議決機関が会員総会→社員総会（代議員総会）に変更（理由：「社員（代議員）の5要件」（注3）に基づき、社員総会（代議員総会）が議決機関となり、代議員の権利や義務が重くなる）代議員選挙の被選挙人条件「正会員、会員歴10年以上、70歳未満、評議員2名による推薦のすべてを満たすこと」→「正会員、正会員2名による推薦のすべてを満たすこと」へ（理由：「社員（代議員）の5要件」（注3）に基づく）

II モデル定款にはない条文の追加や削除を行った事項

- 社員（代議員）定数、評議員200名以内 → 社員（代議員）250名以上300名以下へ（理由：現在の「200名以内」は平成元年の会員数に基いたもので、その後の会員の増加を勘案して定数を1.5倍にした）
- (2) 監事の定数2名 → 3名へ（理由：他の同一の学会の役員が本医学会の監事の3分の1を超えてはならないため増員）
 - (3) 代議員選挙の選挙人および被選挙人の所属地区別、学会誌送付先 → 勤務先（勤務先がないときは学会誌送付先へ（理由：所属地方会は勤務先であり、選挙もそれに合わせるのが適切と考えられるため）
 - (4) 理事の定数12名～16名 → 16名～20名へ（理由：理事の業務量が増えるため）
 - (5) 「常任理事会」→「運営理事会」へ（理由：常勤していると誤解されやすいため）

Ⅲ その他

(1) 専門医会は定款の変更案にある「各種委員会等」に含め、別項目を起こさない（理由：モデル定款に同様の項目がないこと、代わりに施行細則に明記する）

(2) 地方会は定款の変更案に書き込まない（理由：一地方会の会計ミスが万一発覚した場合に、本医学会全体が公益法人格を取り消され、財産を没収される危険性があるので、代わりに地方会の代表者が集まる「地方会連絡協議会」を施行細則に明記する。これにより本医学会の活動の重要な基盤である地方会を適切に位置づけつつ、地方会の負担を軽減し、また、公益法人格取り消しのリスクを最小化する）。

4) 今後の日程

今後の日程に関する「公益法人移行期間の代議員選挙関係日程表（案）」を同封させていただきました（資料2）。主な留意点は以下の通りです。

「公益社団法人」申請後の内閣府での審査と修正、定款の変更案の総会での審議にかかる時間も考慮し、平成23年6月の本医学会通常総会において、「公益社団法人」への申請及び移行認定のための定款（案）の最終審議と議決が確実に進められることが必要です。

「公益社団法人」への移行の認定が下りますと、2週間以内に登記を完了し、認定された定款による「公益社団法人」に移行しなければなりません。そのため、移行認定のための定款に基づく代議員を予め選出しておく必要があります。しかし、平成24年5月の通常総会（現在の評議員の任期終了日）までに認定されないと、本医学会に評議員が存在しなくなる危険性もありますので、現在の定款に基づいた評議員の選出、役員の選出も行う必要があります。要するに、認定時期によってどちらかの選出が有効であり、どちらかが無効になることとなります。この件は、いつの時期に申請を行っても避けられない事態です。ご理解をお願いいたします。

「公益社団法人」への移行を目指しても、内閣府公益認定等委員会から求められる修正点の内容によっては本医学会の運営が困難と考えられる、あるいは期日までに公益認定が下りない場合には「一般社団法人」への移行も考えなければなりません。

5) ご協力をお願い

「公益社団法人」への移行を目指すことや定款の変更案などに関して、会員の皆様からの率直なパブリックコメントを頂きたいと存じます。平成23年2月末日までに以下のアドレス < office@jarm.or.jp > に御意見をお寄せください。

皆様の御意見を参考に、今後も「公益法人化ワーキンググループ」や理事会で継続審議していく所存です。会員の皆様には、この法人改革への本医学会の対応にご理解をいただき、その運営にご協力を宜しくお願いいたします。

◆注1 「何故法人改革が行われているか」

法人改革の目的は「民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し、民による公益の増進に寄与するとともに、主務官庁の裁量権に基づく許可の不明瞭性等の従来の公益法人制度の問題点を解決すること」とされています。つまり、主務官庁との関係や財務をより透明性のあるものにしていくことが目的です。

これに関する法律は「公益法人制度改革関連3法」と呼ばれ、平成18年6月に公布され、平成20年12月1日に施行となっています。施行から5年以内、すなわち平成25年11月30日までに、すべての社団法人、財団法人、中間法人が「一般社団法人」か「公益社団法人」のいずれかを選ばなければ、解散しなければならないことになりました。したがって、本医学会もいずれかを選ばなければなりません。

◆注2 「公益社団法人と一般社団法人の利点・問題点」

「公益社団法人」の利点としては、①「公益」という正式名称を独占的に名乗れて社会的信用が高まる、②認定法上の公益目的事業と認められれば非課税扱いになる、③受け取り利子への課税がない、④寄付者の税優遇があり寄付を受けやすくなる、などがあります。問題点としては、①運営に対する制約が大きい（公益目的事業比率が50%以上である必要がある）、②行政手続きが煩雑である、③認定取り消し等の影響が大きい、などです。

一方、「一般社団法人」の利点としては、①運営に関する制約が少ない、②行政手続きが簡易である、などがあります。問題点としては、①社会的信用が低下する、②受け取り利子への課税がある、③寄付者の税優遇がなく寄付を受けにくくなる、などです。

すなわち、「公益社団法人」になれば、学会の社会的信用が高まり、事業を行うために税法上の優遇制度を利用することも可能になります。

◆注3 「社員（代議員）の5要件」

評議員→社員（代議員）への変更にあたり、以下に示す「社員（代議員）の5要件」を定款に盛り込む必要があります。

- (ア) 「社員（代議員）」を選出するための制度の骨格（定数、任期、選出方法、欠員措置など）が定款で定められていること。
- (イ) 各会員について「社員（代議員）」を選出するための選挙（代議員選挙）で等しく選挙権及び被選挙権が保障されること。
- (ウ) 「社員（代議員）」を選出するための選挙（代議員選挙）が理事及び理事会から独立して行われていること。
- (エ) 選出された「社員（代議員）」が責任追及の訴え、社員総会決議取り消しなどの訴えなど法律上認められた各種訴権を行使中の場合には、その間、当該社員（代議員）の任期が終了しないこととしていること。
- (オ) 会員に「社員（代議員）」と同等の情報開示請求権等を付与すること。

社団法人 日本リハビリテーション医学会定款新旧対照表

<資料1>

現 行	変 更 案
<p>第1章 総則 (名称) 第1条 この法人(以下、本会という)は、社団法人日本リハビリテーション医学会という。</p> <p>(事務所) 第2条 本会は、事務所を東京都新宿区神楽坂6丁目3番3号に置く。 (19. 7. 13 変更認可)</p> <p>第2章 目的及び事業 (目的) 第3条 本会は、リハビリテーションに関する医学の進展と知識の普及を図り、学術文化の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業) 第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。 (1) 学術集会、講演会等の開催 (2) 会誌、図書等の発行 (3) 専門医及び認定臨床医並びに研修施設の認定(4. 10. 15 変更認可) (4) リハビリテーション機器の開発 (5) 内外の関係学術団体との連絡及び提携 (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業</p> <p>第3章 会員 (種別) 第5条 本会の会員は、次のとおりとする。 (1) 正会員 本会の目的に賛同する医師並びに本会の理事会でとくに認められた者 (2) 名誉会員 リハビリテーション医学の進展に対して多大の寄与をなした者で、理事長が理事会及び評議員会の議を経て推薦し、総会で承認された者 (3) 賛助会員 本会の事業を援助する個人又は法人</p>	<p>第1章 総則 (名称) 第1条 この法人は、公益社団法人日本リハビリテーション医学会と称する。</p> <p>(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。</p> <p>第2章 目的及び事業 (目的) 第3条 この法人は、リハビリテーションに関する医学の発展と知識の普及、学術文化の向上に関する事業を行い、もって医療及び社会福祉の充実に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 学術集会、講演会、研修会等の開催 (2) 会誌及び図書等の刊行 (3) 専門医・認定臨床医及び研修施設の認定 (4) リハビリテーション医学に関する教育・研究 (5) リハビリテーションの啓発・普及活動ならびに政策等の提言 (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p> <p>第3章 会員 (法人の構成員) 第5条 この法人の会員は、この法人の目的に賛同する医師及びその他の医療福祉関係者、自然科学者、人文科学者をもって構成し、会員のうち第12条による社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。 2 この法人の会員は、入会を認められた次の5号に該当するものとする。 (1) 正会員 本会の目的に賛同する医師及び本会の理事会で特に認められた者 (2) 名誉会員 本会の目的及び事業に多大なる寄与をなした者で、理事会及び社員総会で承認された者 (3) 功労会員 本会の管理運営に多大なる貢献をなした者で、理事会及び社員総会で承認された者 (4) 賛助会員 本会の事業を援助する個人又は法人 (5) 特別会員 Honorary Member 又は Corresponding Member として別に定められた者</p>

<p>(入 会)</p> <p>第6条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員になるものとする。</p> <p>(会 費)</p> <p>第7条 本会員の会費は、別に定める。 (11. 9. 20 変更認可)</p> <p>2 名誉会員は、会費を納めることを要しない。</p> <p>(資格の喪失)</p> <p>第8条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。</p> <p>(1) 退会したとき。</p> <p>(2) 禁治産若しくは準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。</p> <p>(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け又は法人である会員が解散したとき。</p> <p>(4) 除名されたとき。</p> <p>(退 会)</p> <p>第9条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を理事長に提出しなければならない。</p> <p>(除 名)</p> <p>第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、理事長が除名することができる。この場合、その会員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(1) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為があったとき。</p> <p>(2) 本会の会員としての義務に違反したとき。</p> <p>(3) 会費を2年以上滞納したとき。</p>	<p>(会員の資格の取得)</p> <p>第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込をし、その承認を受けなければならない。ただし、名誉会員、功労会員及び特別会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾及び社員総会の承認をもって会員になるものとする。</p> <p>(経費の負担)</p> <p>第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。</p> <p>2 会費は特別な理由がある場合は、別に定める規則により免除することができる。</p> <p>3 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。</p> <p>(会員の権利)</p> <p>第8条 会員は次の権利を有する。</p> <p>(1) この法人の主催する学術集会で研究発表すること。</p> <p>(2) この法人の発行する会誌に学術論文を投稿すること。</p> <p>(3) この法人の発行する会誌の頒布を受けること。</p> <p>(4) 会員は、第12条第7項に規定された社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。</p> <p>(任意退会)</p> <p>第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。</p> <p>(除名)</p> <p>第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。</p> <p>(1) この定款その他の規則に違反したとき。</p> <p>(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。</p> <p>(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。</p> <p>(会員資格の喪失)</p> <p>第11条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。</p> <p>(1) 退会届を提出したとき。</p> <p>(2) 会費を2年以上滞納したとき。</p> <p>(3) 禁治産又は準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。</p> <p>(4) 死亡したとき、又は失踪宣告を受けたとき。</p> <p>(5) 除名されたとき。</p> <p>第4章 社員</p> <p>(社員)</p> <p>第12条 この法人では、概ね正会員30名に1名の割合を</p>
---	---

- もって選出される250名以上300名以内の代議員をもって社員とする。端数の取扱いについては理事会で定める。
- 2 社員を選出するために、正会員による社員選挙を行う。
 - 3 社員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は等しく被選挙権を有し、前項の社員選挙に立候補することができる。
 - 4 正会員は第2項の社員選挙において、等しく社員を選挙する権利を有する。
 - 5 社員の任期は、定時社員総会から翌々年の定時社員総会終結までとし、再任を妨げない。ただし、社員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え、役員解任の訴えを提起している場合には、当該訴訟が終結するまでの間、当該社員は社員たる地位を失わない。
 - 6 社員が欠けた場合又は社員の員数を欠くこととなる時に備えて補欠の社員を選挙することができる。補欠の社員の任期は、任期の満了前に退任した社員の任期の満了する時までとする。
 - 7 社員は法人法に規定された次に掲げる権利を、この法人に対し行使することができる。
 - (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
 - (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
 - (3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
 - (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
 - (5) 法人法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
 - (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
 - (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
 - (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項、第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）
 - 8 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する。また、この責任はすべての正会員の同意がなければ免除することができない。

第5章 社員総会

（構成）

第13条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

（権限）

第14条 社員総会は、次の事項について議決する。

- (1) 会員となる資格及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の

	<p>承認</p> <p>(6) 財産目録</p> <p>(7) 定款の変更</p> <p>(8) 解散及び残余財産の処分</p> <p>(9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項及び理事会で必要と認めた事項</p> <p>(開催)</p> <p>第15条 社員総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に定時社員総会を開催するほか、必要がある場合に開催する。</p> <p>(招集)</p> <p>第16条 社員総会は、法令に特段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。</p> <p>2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。</p> <p>(議長及び副議長)</p> <p>第17条 社員総会の議長及び副議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。</p> <p>(議決権)</p> <p>第18条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。</p> <p>(決議)</p> <p>第19条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p> <p>(1) 会員の除名</p> <p>(2) 理事及び監事の解任</p> <p>(3) 定款の変更</p> <p>(4) 解散</p> <p>(5) 不可欠特定財産の処分</p> <p>(6) その他法令で定められた事項</p> <p>3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。</p> <p>(書面表決等)</p> <p>第20条 やむを得ない理由のために社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもつ</p>
--	--

<p>第4章 役員、評議員及び職員 (役員)</p> <p>第11条 本会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 10名以上16名以内(うち、理事長1名及び常任理事3名以内)</p> <p>(2) 監事 2名</p> <p>(役員を選任)</p> <p>第12条 理事及び監事は、評議員会において評議員の中よりその候補者を選出し、総会で選任する。理事は、互選で理事長及び常任理事を定める。</p> <p>2 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。</p> <p>3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。</p> <p>(理事の職務)</p> <p>第13条 理事長は、本会の業務を総理し、本会を代表する。</p> <p>2 理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した順序により常任理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。</p> <p>3 常任理事は理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の会務を執行する。</p> <p>4 理事は、理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行する。</p>	<p>て表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>2 あらかじめ通知された事項について電磁的方法をもって、社員はその表決を行うことができる。</p> <p>(議事録)</p> <p>第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 議長及び出席した理事のうち2名は、前項の議事録に記名押印する。</p> <p>(会員への通知)</p> <p>第22条 社員総会の議決の要領及び議決した事項は、この法人の会誌に掲載し、会員に通知する。</p> <p>第6章 役員 (役員を設置)</p> <p>第23条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事16名以上20名以内</p> <p>(2) 監事3名以内</p> <p>2 理事のうち1名を理事長、3名以内を副理事長とする。</p> <p>3 第2項の理事長をもって法人法第91条第1項第1号に掲げる代表理事とし、副理事長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。</p> <p>(役員を選任)</p> <p>第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。</p> <p>2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選出する。</p> <p>3 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。</p> <p>4 監事は、この法人の理事及び使用人、並びにこれらに準ずる他の職務を兼務することができない。</p> <p>(理事の職務及び権限)</p> <p>第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。</p> <p>3 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故あるときは、可及的速やかに理事会を開催し、後任の代表理事を選任する。理事会開催までの期間は、代表理事が予め理事会の承認を得て定めた順位に従って業務執行理事が代表理事の職務を代行する。</p>
--	--

<p>(監事の職務)</p> <p>第14条 監事は、本会の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 本会の財産の状況を監査すること。 (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。 (3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、総会又は文部科学大臣に報告すること。 (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は総会を招集すること。 <p>2 監事は、理事会又は評議員会に出席し、意見を述べることができる。</p> <p>(役員の任期)</p> <p>第15条 本会の役員の任期は2年とし、再任を妨げない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 補欠又は増員により選出された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。 <p>(役員の解任)</p> <p>第16条 役員が、次の各号の一に該当するときは、理事現任数及び正会員現任数の各々4分の3以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。 (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。 <p>(役員の報酬)</p> <p>第17条 役員は、有給とすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 役員の報酬は、理事会の議決を経て理事長が定める。 <p>(評議員の選任)</p> <p>第18条 本会に、150名以上200名以内の評議員を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 評議員は、正会員の中から総会で選任する。 3 特定の評議員とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、評議員現任数の3分の1を超えてはならない。 4 評議員には第15条及び16条の規定を準用する。 この場合には、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。 	<p>(監事の職務及び権限)</p> <p>第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。 <p>(役員の任期)</p> <p>第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。 3 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。 <p>(役員の解任)</p> <p>第28条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。</p> <p>(役員の報酬)</p> <p>第29条 理事及び監事は無報酬とする。</p>
---	---

<p>(評議員の職務)</p> <p>第19条 評議員は、評議員会を組織して、この定款に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。</p> <p>(職員)</p> <p>第20条 本会の事務を処理するために、事務局を置く。</p> <p>2 事務局には、事務局長1名のほか所要の職員を置く。</p> <p>3 職員は、理事長が任免する。</p> <p>4 職員は、有給とする。</p> <p>第5章 会議</p> <p>(理事会の招集等)</p> <p>第21条 理事会は、毎年3回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めたとき又は理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から20日以内に臨時理事会を招集しなければならない。</p> <p>2 理事会の議長は、理事長とする。</p> <p>(理事会の定足数等)</p> <p>第22条 理事会は、理事現在数の3分の2以上が出席しなければ、その議事を開き議決することはできない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。</p> <p>2 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(評議員会)</p> <p>第23条 次に掲げる事項については、理事会において総会に付託する前にあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(1) 事業計画及び収支予算についての事項</p> <p>(2) 事業報告及び収支決算についての事項</p> <p>(3) 基本財産についての事項</p> <p>(4) 長期借入金についての事項</p> <p>(5) 第1号、第3号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項</p> <p>(6) その他本会の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの</p> <p>2 評議員会に名誉会員が出席して意見を述べることができる。</p> <p>(評議員会の招集等)</p> <p>第24条 評議員会は、毎年1回理事長が招集する。ただし、評議員現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求されたときは、理事長は、そ</p>	<p>第7章 理事会</p> <p>(構成)</p> <p>第30条 この法人に理事会を置く。</p> <p>2 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p> <p>3 理事会の議長は、代表理事とする。</p> <p>(権限)</p> <p>第31条 理事会は、次の職務を行う。</p> <p>(1) この法人の業務執行を決定</p> <p>(2) 理事の職務の執行の監督</p> <p>(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職</p> <p>(招集)</p> <p>第32条 理事会は、代表理事が招集する。</p> <p>2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。</p> <p>(決議)</p> <p>第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、「法人法」第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。</p> <p>(議事録)</p> <p>第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。</p> <p>第8章 各種委員会</p> <p>(委員会)</p> <p>第35条 この法人に、必要に応じ各種委員会を置くことができる。</p>
--	---

の請求があった日から 20 日以内に臨時評議員会を招集しなければならない。

- 2 評議員会の議長は、その評議員会において、出席評議員のうちから選任する。

(評議員会の定足数等)

第 25 条 評議員会は、評議員現在数の過半数が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。

- 2 第 22 条第 1 項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。
- 3 評議員会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の構成)

第 26 条 総会は第 5 条第 1 号の正会員をもって組織する。

(総会の招集)

第 27 条 通常総会は、毎年 1 回会計年度終了後 3 月以内に理事長が招集する。

- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、理事長が招集する。
- 3 前項のほか、正会員現在数の 5 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 4 総会の招集は、少なくとも 1 週間以前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

(総会の議長)

第 28 条 総会の議長は、会議のつど、出席正会員のうちから選任する。

(総会の議決事項)

第 29 条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 財産目録及び貸借対照表についての事項
- (4) その他本会の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めたもの

(総会の定足数等)

第 30 条 総会は、正会員現在数の過半数が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の会員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみな

す。(11. 9. 20 変更認可)

2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員への通知)

第31条 総会の議事の要領及び議決した事項は、全会員に通知する。

(議事録)

第32条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第33条 本会の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会 費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第34条 本会の資産を分けて、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録のうち、基本財産の部に記載された財産
- (2) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- (3) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第35条 本会の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て、定期預金とする等確実な方法により、理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第36条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、本会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び総会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第37条 本会の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

第9章 資産及び会計

(基本財産)

第36条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良なる管理者の注意をもって管理しなければならず、やむを得ず処分し、又担保に供する場合には社員総会の決議を得る必要がある。

(資産の管理)

第37条 この法人の資産は、代表理事が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、代表理事が保管する。

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

<p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第38条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会及び総会の議決を経て、毎会計年度開始前に、文部科学大臣に届けなければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。</p> <p>(収支決算)</p> <p>第39条 本会の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び財産増減事由書並びに会員の異動状況書とともに、監事の意見を付け、理事会及び総会の承認を受けて、毎会計年度終了後3月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。</p> <p>2 本会の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決及び総会の承認を受けて、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。</p> <p>(長期借入金)</p> <p>第40条 本会が借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(新たな義務の負担等)</p> <p>第41条 第36条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、本会が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び総会の議決を経なければならない。</p> <p>(会計年度)</p> <p>第42条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。</p> <p>第7章 定款の変更及び解散</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第43条 この定款は、理事現在数及び正会員現在数の各々4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>(解散)</p> <p>第44条 本会の解散は、理事現在数及び正会員現在数の各々</p>	<p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第39条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 前項の書類については、事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 事業報告</p> <p>(2) 事業報告の附属明細書</p> <p>(3) 貸借対照表</p> <p>(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)</p> <p>(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書</p> <p>(6) 財産目録</p> <p>2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。</p> <p>3 第1項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿、社員名簿を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(1) 監査報告</p> <p>(2) 理事及び監事の名簿</p> <p>(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類</p> <p>(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</p> <p>(公益目的取得財産残額の算定)</p> <p>第41条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。</p> <p>第10章 定款の変更及び解散</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第42条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。</p> <p>(解散)</p> <p>第43条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定めら</p>
---	---

<p>4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>(残余財産の処分)</p> <p>第45条 本会の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び正会員の現在数の各々4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、本会の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。</p> <p>第8章 補 則</p> <p>(書類及び帳簿の備付等)</p> <p>第46条 本会の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。</p>	<p>れた事由により解散できる。</p> <p>(公益認定の取消し等に伴う贈与)</p> <p>第44条 この法人が公益認定の取消の処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する財産を、当該公益認定の取消の日または当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p> <p>(残余財産の帰属)</p> <p>第45条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人又は公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であつて租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p> <p>第11章 事務局</p> <p>(事務局の設置等)</p> <p>第46条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。</p> <p>2 事務局に事務局長及び所要の職員を置く。</p> <p>3 事務局長は、理事会の決議を経て代表理事が任免する。</p> <p>4 事務局の組織及び職員の処遇等運営に必要な事項は理事会の決議により別に定める。</p> <p>第12章 公告の方法及び情報公開</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第47条 この法人の公告は、電子公告により行う。</p> <p>2 事故その他やむを得ない事由において前項の電子公告を行えないとき、東京都において発行される読売新聞、朝日新聞及び毎日新聞に掲載する方法による。</p> <p>(情報公開)</p> <p>第48条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況及び財務資料等を積極的に公開するものとする。</p> <p>(個人情報の保護)</p> <p>第49条 この法人は、業務上知りえた個人情報の保護に万全を期し、必要な事項は理事会で別に定める。</p> <p>第13章 補則</p> <p>(施行細則)</p> <p>第50条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の承認を経て、別に定める。</p>
--	--

<p>(1) 定 款</p> <p>(2) 会員の名簿</p> <p>(3) 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書</p> <p>(4) 財産目録</p> <p>(5) 資産台帳及び負債台帳</p> <p>(6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類</p> <p>(7) 理事会・評議員会及び総会の議事に関する書類</p> <p>(8) 処務日誌</p> <p>(9) 官公署往復書類</p> <p>(10) その他必要な書類及び帳簿</p> <p>2 前項第1号から第5号までの書類及び同項第7号の書類は永年、同項第6号の帳簿及び書類は10年以上、同項第8号から第10号までの書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。</p> <p>(細則)</p> <p>第47条 この定款の施行についての細則は、理事会、評議員会及び総会の議決を経て、別に定める。</p> <p>附則</p> <p>1 第12条の規定にかかわらず、本会の設立当初の理事及び監事は、次のとおりとする。この場合の役員の任期は、第15条の規定にかかわらず、平成2年度通常総会終了時までとする。</p> <table border="0"> <tr><td>理 事 (理事長)</td><td>津 山 直 一</td></tr> <tr><td>理 事 (常任理事)</td><td>横 山 巖</td></tr> <tr><td>理 事 (常任理事)</td><td>上 田 敏</td></tr> <tr><td>理 事 (常任理事)</td><td>大 川 嗣 雄</td></tr> <tr><td>理 事</td><td>明 石 謙</td></tr> <tr><td>理 事</td><td>今 田 拓</td></tr> <tr><td>理 事</td><td>岩 倉 博 光</td></tr> <tr><td>理 事</td><td>緒 方 甫</td></tr> <tr><td>理 事</td><td>佐々木 智 也</td></tr> <tr><td>理 事</td><td>澤 村 誠 志</td></tr> <tr><td>理 事</td><td>高 橋 勇</td></tr> <tr><td>理 事</td><td>中 村 隆 一</td></tr> <tr><td>理 事</td><td>米 本 恭 三</td></tr> <tr><td>理 事</td><td>祖父江 逸 郎</td></tr> <tr><td>理 事</td><td>野 島 元 雄</td></tr> </table> <p>2 第18条の規定にかかわらず、本会の設立当初の評議員は、設立総会の定めるところによる。この場合の評議員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成2年度通常総会終了時までとする。</p> <p>3 第42条の規定にかかわらず、本会の設立当初の会計年度は、設立許可のあった日から、平成2年3月31日までとする。</p> <p>4 従来日本リハビリテーション医学会に属した権利義務の一切は、本会が継承する。</p>	理 事 (理事長)	津 山 直 一	理 事 (常任理事)	横 山 巖	理 事 (常任理事)	上 田 敏	理 事 (常任理事)	大 川 嗣 雄	理 事	明 石 謙	理 事	今 田 拓	理 事	岩 倉 博 光	理 事	緒 方 甫	理 事	佐々木 智 也	理 事	澤 村 誠 志	理 事	高 橋 勇	理 事	中 村 隆 一	理 事	米 本 恭 三	理 事	祖父江 逸 郎	理 事	野 島 元 雄	<p>(附則)</p> <p>1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。</p> <p>2 この法人の最初の代表理事は、里宇明元とする。</p> <p>3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。</p> <p>4 この定款の施行後最初の代議員は、第12条第1項から第5項と同等の方法で予め行われる代議員選挙において最初の代議員予定者として選出された者とする。</p> <p>2 最初の選挙で選任された社員の任期は、第12条第5項の規定にかかわらず登記の日の翌々年の定時社員総会終結までとする。</p>
理 事 (理事長)	津 山 直 一																														
理 事 (常任理事)	横 山 巖																														
理 事 (常任理事)	上 田 敏																														
理 事 (常任理事)	大 川 嗣 雄																														
理 事	明 石 謙																														
理 事	今 田 拓																														
理 事	岩 倉 博 光																														
理 事	緒 方 甫																														
理 事	佐々木 智 也																														
理 事	澤 村 誠 志																														
理 事	高 橋 勇																														
理 事	中 村 隆 一																														
理 事	米 本 恭 三																														
理 事	祖父江 逸 郎																														
理 事	野 島 元 雄																														

公益法人移行期間の代議員選挙関係日程表（案）

<資料2>

	社団法人日本リハビリテーション医学会 (現行) (評議員選挙に関する規則)	公益社団法人日本リハビリテーション医学会 (仮称) (代議員選挙に関する規則・内規)
平成22年		
10月25日	臨時理事会で公益法人定款変更案 代議員選挙に関する規則、内規承認	
11月21日	臨時評議員会で公益法人定款変更案 代議員選挙に関する規則、内規審議	
平成23年		
6月2日	通常総会で公益法人定款変更案承認	
6月中旬		現在の会員にこの日程表と説明文を 送信
8月1日		正会員台帳確認 有権者名簿作成
8月10日		代議員選挙告示（ホームページに掲載） 有権者名簿8月1日現在を全会員に送付
9月1日	正会員台帳確認 有権者名簿作成	
9月10日		代議員選挙立候補届出締切
10月中旬		公益社団法人への移行申請 (審査見込期間2～6ヶ月/予定)
10月下旬		地区毎に候補者名簿・所信表明を 会員に公示
10月31日	評議員選挙告示 有権者名簿9月1日現在を全会員に 送付	
11月下旬～ 12月上旬		代議員選挙日 速やかに代議員当選人へ通知
11月30日	評議員選挙立候補届出締切	
平成24年		
1月頃		代議員総会（社員総会） 新役員の選出・承認
2月1日	地区毎に候補者名簿・所信表明を 会員に公示	
3月1日	評議員選挙日 速やかに評議員当選人へ通知	
5月31日	評議員会・総会で新評議員の承認 新役員の承認	

注：内閣府など指導官庁との折衝により変更の可能性があります。